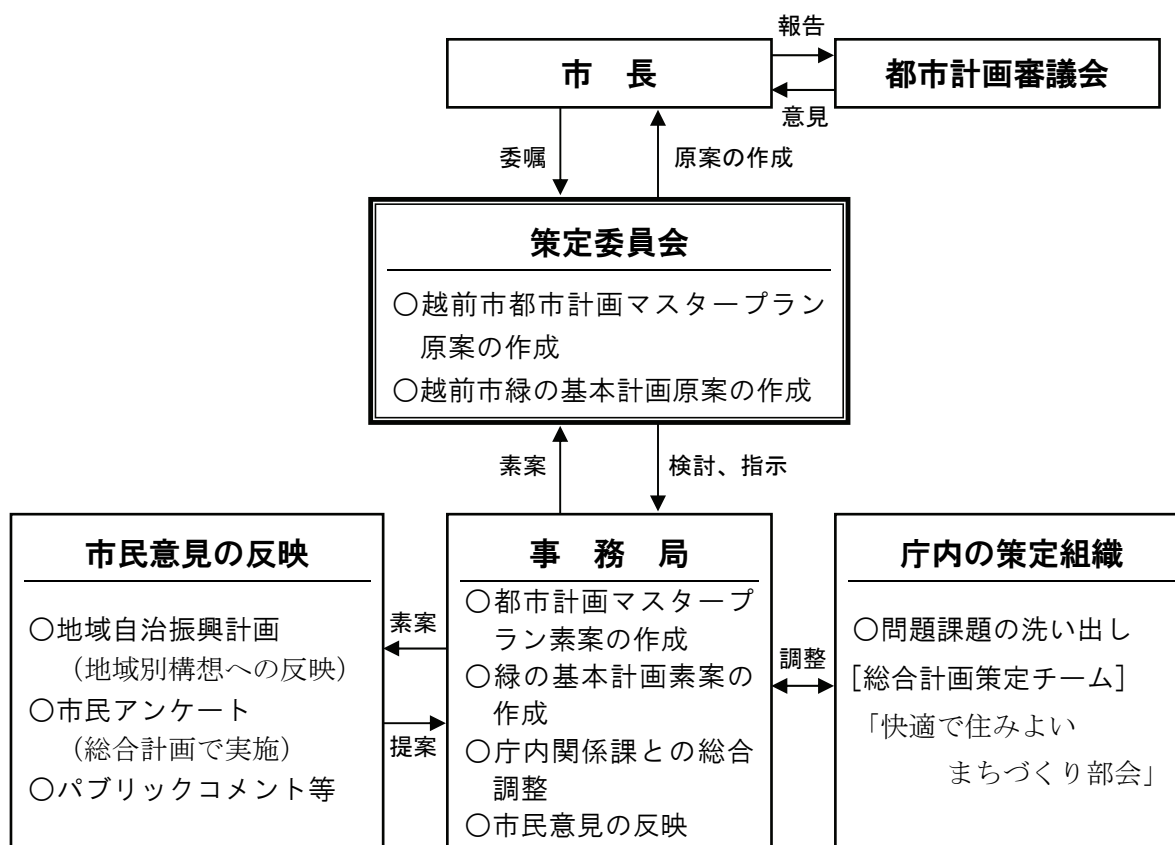


資料編

1 策定体制

- ・「越前市緑の基本計画」は、「越前市都市計画マスタープラン」と並行して検討作業を進め、「越前市都市計画マスタープラン策定委員会」においてご意見を伺い策定しました。



越前市緑の基本計画の策定体制

2 越前市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

越前市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 越前市における都市計画に関する基本的な方針の原案を策定するため、越前市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(分掌事項)

第2条 委員会は、次の事項についての原案の策定を行う。

- (1) 都市づくりの基本理念に関すること。
- (2) 都市計画の基本的な方針に関すること。
- (3) その他都市づくりについて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、各種団体の代表者、関係機関の職員等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、越前市都市計画マスタープラン策定完了時までとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員の互選によって委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期間)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、越前市都市計画マスタープラン策定完了時をもってその効力を失う。

(会議招集の特例)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の制定後最初に行われる会議の招集は市長が行う。

3 越前市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(敬称略 順不同)

(役職は平成 18 年時点)

	分野	氏名	所属団体等
委員長	都市計画	川上 洋司	福井大学建築建設工学教授
副委員長	都市計画	内山 秀樹	仁愛女子短期大学 助教授
	都市計画 住環境	菓袋 奈美子	福井大学建築建設工学科講師
	地域	泰円澄 法嗣	自治振興会連絡協議会 代表幹事
	福祉(児童)	三谷 陽子	越前市地域活動連絡協議会 会長
	建築デザイン	谷 正子	一級建築士 建築士会 南越支部
	環境・文化	上坂 琴恵	ひの自然がっこう 副会長
	事業所	田中 康雄	武生商工会議所青年部 直前会長
	行政	畠山 重左久	福井県武生土木事務所長
	行政	広瀬 広一	福井県今立土木事務所長

4 越前市都市計画マスタープラン策定委員会等開催経緯

		開催日	検討内容等
平成 19 年 度	第1回	平成18年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・策定スケジュールについて
	第2回	平成18年8月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティについて ・中心市街地について
	第3回	平成18年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・主要課題、理念、基本目標 ・まちづくり条例について ・参考資料（越前市の現況・特性）
		平成19年1月15日 ～平成19年2月4日	○都市計画マスタープラン(中間報告)に関する パブリックコメント
	第4回	平成19年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の方針、 ・交通ネットワークの方針
	第5回	平成19年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の方針 ・交通ネットワークの方針 ・下水道の整備方針 ・安全安心まちづくりの方針
平成 20 年 度	第6回	平成19年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・土地利用の方針 ・交通ネットワークの方針 ・下水道整備の方針 ・安全安心まちづくりの方針 ・地域別構想について
	第7回	平成19年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想について ・地域別構想について ・緑の基本計画について
	第8回	平成19年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想について ・緑の基本計画について
	第9回	平成19年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランについて ・緑の基本計画について
		平成19年12月15日 ～平成20年1月10日	○都市計画マスタープラン(案)、緑の基本計画(案)に 関するパブリックコメント
	第10回	平成20年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン(実現に向けて)について ・パブリックコメントの結果について

越前市緑の基本計画

平成 20 年 3 月策定

編集・発行：越前市（建設部都市計画課）

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目 13 番 7 号

TEL 0778-22-3012(直通)

FAX 0778-22-9999

<http://www.city.echizen.lg.jp>

E-mail: keikaku@city.echizen.lg.jp
